

随意契約理由書

| | | |
|----------------|--|-----------------|
| 件名 | サンキタ通り道路改良工事 | |
| 契約の相手方 | 株式会社大林組 | |
| 根拠法令 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当 | |
| 随意契約の理由 | <p>本工事は、阪急阪神不動産㈱発注の神戸阪急ビル東館建替え工事および神戸阪急ビル西館リニューアル工事と交錯する箇所で、一般の通行を確保しながら施工する工事である。 当該工事を施工中の㈱大林組に施工させることにより、工事間の工程管理や工事車両の通行及び歩行者の安全確保等においてなど調整が容易となり、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで有利となる。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項6号「競争入札に付することが不利と認められるとき。」に該当し、上記業者に、本工事を随意契約を行う。</p> | |
| 担当部署 (問合せ先) | 建設局中部建設事務所 | (電話番号 511-0515) |